

## 金融商品取引業等に関する内閣府令第208条の26

		(以下のページに掲載しています)	(以下のページに掲載しています)
		大和証券グループ本社	大和証券グループ本社
<b>最終指定親会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項</b>			
1. 商号又は名称	150		
2. 法第57条の12第1項の規定による指定を受けた日	150		
3. 沿革及び経営の組織(最終指定親会社の子法人等(法第57条の16の説明書類の内容に重要な影響を与えない子法人等を除く。以下この条において同じ。)の経営管理に係る体制を含む。)	150-151	③デリバティブ取引(トレーディング商品に属するものとして経理された取引を除く。)の契約価額、時価及び評価損益	106
4. 株式等(株式又は持分をいう。)に係る議決権の保有数の上位10位までの株主又は出資者の氏名又は名称並びにその株式等に係る議決権の保有数及び総株主等の議決権に占める当該株式等に係る議決権の数の割合	153	3. 最終指定親会社及びその子会社等(令第15条の16の2第2項に規定する子会社等をいい、法第57条の16の説明書類の内容に重要な影響を与えないものを除く。)が2以上の異なる種類の事業を行っている場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する営業収益、経常利益又は経常損失及び資産の額として算出したもの(各営業収益等の額の営業収益等の総額に占める割合が少ない場合を除く。)	82-83
5. 法第57条の13第1項第2号から第4号までに掲げる事項及び第208条の19第1号に掲げる事項	150-153	4. 金融商品取引業等に関する内閣府令4号イに掲げる書類について会社法第444条第4項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている場合には、その旨	106
6. 対象特別金融商品取引業者の商号、登録年月日及び登録番号並びに届出日	150	5. 経営の健全性の状況をいい、連結自己資本規制比率に係るものを除く。)	107-134
<b>最終指定親会社及びその子法人等の概況に関する次に掲げる事項</b>		報酬等(報酬、賞与その他の職務執行の対価として最終指定親会社若しくはその子法人等から受ける財産上の利益又は労働基準法第11条に規定する賃金をいう。)に関する事項であって、最終指定親会社及びその子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が定めるもの	
1. 最終指定親会社及びその子法人等の主要な事業の内容及び組織の構成	154		
2. 最終指定親会社の子法人等に関する次に掲げる事項			
①商号又は名称	154-158		
②本店又は主たる事務所の所在地	154-158		
③資本金の額、基金の総額又は出資の総額	154-158		
④事業の内容	154-158		
⑤最終指定親会社が保有する子法人等の議決権の数が、当該子法人等の総株主等の議決権の数に占める割合	154-158		
⑥最終指定親会社及びその一の子法人等以外の子法人等が保有する当該一の子法人等の議決権の数が、当該一の子法人等の総株主等の議決権の数に占める割合	154-158		
<b>最終指定親会社及びその子法人等の業務の状況に関する次に掲げる事項</b>			
1. 直近の事業年度における業務の概要	78-85		
2. 直近の三連結会計年度における業務の状況を示す指標として次に掲げる事項			
①営業収益(売上高その他これに準ずるものを含む。)	16		
②経常利益又は経常損失	16		
③親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失	16		
④包括利益	16		
⑤純資産額	16		
⑥総資産額	16		
⑦各連結会計年度終了の日における連結自己資本規制比率(法第57条の17第1項に規定する自己資本の充実の状況が適当であるかどうかの基準に係る算式により得られる比率をいう。)	16		
<b>最終指定親会社及びその子法人等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する事項として次に掲げるもの</b>			
1. 連結貸借対照表(関連する注記を含む。)、連結損益計算書(関連する注記を含む。))及び連結包括利益計算書(関連する注記を含む。))若しくは連結損益及び包括利益計算書(関連する注記を含む。))並びに連結株主資本等変動計算書(関連する注記を含む。))又は指定国際会計基準により作成が求められるこれらの書類に相当するもの	86-104		
2. 各連結会計年度終了の日における次に掲げる事項			
①借入金の主要な借入先及び借入金額	105		
②保有する有価証券(トレーディング商品(連結貸借対照表の科目のトレーディング商品又はこれに準ずるものをいう。))の取得価額、時価及び評価損益	105		

# 開示項目一覧【大和証券】

(平成28年3月31日現在)

## 金融商品取引業等に関する内閣府令第174条

	(以下のページに掲載しています)	(以下のページに掲載しています)
	大和証券	大和証券
<b>金融商品取引業者の概況及び組織に関する次に掲げる事項</b>		
1. 商号、登録年月日及び登録番号	162	
2. 沿革及び経営の組織	162-163	
3. 株式の保有数の上位10位までの株主の氏名又は名称並びにその株式の保有数及び総株主等の議決権に占める当該株式に係る議決権の数の割合	165	⑦株券の売買高(有価証券等清算取次ぎの委託高(有価証券等清算取次ぎの委託の取次ぎの取扱高を除く。))及びその受託の取扱高(有価証券等清算取次ぎの受託高を除き、有価証券等清算取次ぎの委託の取次ぎの取扱高を含む。)
4. 法第29条の2第1項第3号から第8号までに掲げる事項		⑧国債証券、社債券、株券及び投資信託の受益証券の引受高、売出高及び募集、売出し、私募又は特定投資家向け売付け勧誘等の取扱高
①役員の名氏又は名称	164	⑨その他業務の状況(法第35条第2項各号に掲げる業務又は同条第4項の承認を受けた業務をいう。)
②政令で定める使用人の氏名		⑩各事業年度終了の日における自己資本規制比率
・金融商品取引業に関し、法令等(法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則をいう。)を遵守させるための指導に関する業務を統括する者、その他これに準ずる者として内閣府令で定める者	164	⑪各事業年度終了の日における使用人の総数及び外務員の総数
・投資助言業務(法第28条第6項に規定する投資助言業務をいう。)又は投資運用業(同条第4項に規定する投資運用業をいう。))に関し、助言又は運用(その指図を含む。)を行う部門を統括する者、その他これに準ずる者として内閣府令で定める者	164	
・投資助言・代理業(法第28条第3項に規定する投資助言・代理業をいう。))に関し、法第29条の2第1項第6号の営業所又は事務所の業務を統括する者、その他これに準ずる者として内閣府令で定める者	164	
③業務の種別(法第28条第1項第1号、第2号、第3号イからハまで及び第4号に掲げる行為に係る業務並びに有価証券等管理業務、第二種金融商品取引業、投資助言・代理業並びに投資運用業の種別をいう。)	165	
④本店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地	169-170	
⑤他に事業を行っているときは、その事業の種類	165	
⑥その他内閣府令で定める事項		
・法第37条の7第1項第1号イ、第2号イ、第3号イ又は第4号イに定める業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称並びに加入する金融商品取引業協会(認可金融商品取引業協会又は認定金融商品取引業協会をいう。))及び対象事業者(法第79条の11第1項に規定する対象事業者をいう。))となる認定投資者保護団体の名称	165	
・会員又は取引参加者となる金融商品取引所の名称又は商号	165	
・加入する投資者保護基金の名称	165	
・金融商品取引業等に関する内閣府令第7条第3号イ及び4号から9号に掲げる事項のうち当社が行う業務	165	
5. 法第37条の7第1項第1号ロ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに定める業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	166	
<b>金融商品取引業者の業務の状況に関する次に掲げる事項</b>		
1. 直近の事業年度における業務の概要	135	
2. 直近の三事業年度における業務の状況を示す指標として次に掲げる事項		
①営業収益及び純営業収益	166	
②経常利益又は経常損失	166	
③当期利益又は当期損失	166	
④資本金の額及び発行済株式の総数	166	
⑤受入手数料の内訳	166	
⑥トレーディング損益(損益計算書の科目のトレーディング損益をいう。))その他の自己取引に係る損益の内訳	166	
<b>金融商品取引業者の直近の二事業年度における財産の状況に関する事項として次に掲げるもの</b>		
1. 貸借対照表(関連する注記を含む。)、損益計算書(関連する注記を含む。))及び株主資本等変動計算書(関連する注記を含む。))		136-148
2. 各事業年度終了の日における次に掲げる事項		
①借入金の主要な借入先及び借入金額		147
②保有する有価証券(トレーディング商品(貸借対照表の科目のトレーディング商品をいう。))に属するものとして経理された有価証券を除く。))の取得価額、時価及び評価損益		148
③デリバティブ取引(トレーディング商品に属するものとして経理された取引を除く。))の契約価額、時価及び評価損益		148
3. 金融商品取引業等に関する内閣府令第174条3号イに掲げる書類について会社法第436条第2項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている場合には、その旨		148
<b>金融商品取引業者の管理の状況に関する次に掲げる事項</b>		
1. 内部管理の状況の概要		166
2. 法第43条の2から第43条の3の規定により管理される金銭又は有価証券の種類ごとの数量若しくは金額及び管理の状況		168
<b>金融商品取引業者(法第57条の4の規定により当該事業年度に係る同条の説明書類を作成する特別金融商品取引業者を除く。))の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第3号に規定する子会社及び同条第7号に規定する関連会社の状況に関する次に掲げる事項</b>		
1. 金融商品取引業者及びその子会社等の集団の構成		168
2. 子会社等の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地、資本金の額、基金の総額又は出資の総額、事業の内容並びに金融商品取引業者及び他の子会社等が保有する議決権の数の合計及び当該子会社等の総株主等の議決権に占める当該保有する議決権の数の割合		168